重点事項に係る対応結果について

資料４

１．事務処理方法の見直し

※　「提案」左欄の①～③は、重点事項ごとに、ヒアリングを実施したものについて、その回次（第○次）を示すもの

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
（１）事務の廃止等（申請手続、経由事務等）			
	１　覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止		
① ② ③	（覚醒剤取締法） （管理番号 85）	岐阜県 （デジタル庁、厚生労働省）	【デジタル庁、厚生労働省】 （ⅰ）覚醒剤製造業者等が厚生労働大臣に対して行う指定の申請手続（４条１項（30 条の５で準用する場合を含む。））、各種届出（９条１項、12 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、22 条１項、23 条、30 条の４第１項、30 条の 12 第１項１号及び 30 条の 14 第１項）、申請（11 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。）、15 条２項、17 条５項、20 条６項及び 30 条の６第４項）及び報告（24 条１項及び２項、29 条並びに 30 条の 15 第１項及び２項）については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用したオンラインによる申請等を可能とするとともに、都道府県知事の経由を要しないこととする。 【厚生労働省】 （ⅱ）厚生労働大臣が覚醒剤製造業者等に対して行う指定証の交付（５条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））、返納（10 条１項（30 条の５で準用する場合を含む。））及び提出（10 条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））並びに旧指定証の返納（11 条２項（30 条の５で準用する場合を含む。））については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。 （ⅲ）厚生労働大臣が国の開設する覚醒剤施用機関に対して行う指定証の交付（35 条３項）、返納（36 条１項２号）及び旧指定証の返納（36 条１項３号）並びに国の開設する覚醒剤施用機関が厚生労働大臣に対して行う各種届出（36 条１項１号及び４号）及び報告（36 条１項５号）については、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、令和 11 年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	２　新興感染症対策として国が備蓄する個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等		
②	（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律） （管理番号 270）	埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県 （厚生労働省）	感染症対策として国が備蓄する個人防護具のうち、使用推奨期限が近いものの配布に係る事務については、希望数量について都道府県が取りまとめを行うなどの事務を令和９年度から廃止する。
	３　住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等		
① ②	**住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等** （身体障害者福祉法） （管理番号 334）	都城市 （厚生労働省）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けた者が氏名を変更したとき、又は居住地を移したときの都道府県への届出（身体障害者福祉法施行令９条２項及び４項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令７条２項及び４項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 32 条。以下この事項において「変更届出」という。）については、住民基本台帳法（昭 42 法 81）に基づく住民異動届等により行政機関が把握した情報を活用して変更届出を省略することの可否について、令和８年度中に地方公共団体への調査を行い、事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、障害者等の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減のための方策並びにその場合の市町村から都道府県への進達事務の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
① ②	**住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等** （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） （管理番号 335）	都城市 （厚生労働省）	

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
① ②	**住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等** （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 336）	都城市 （厚生労働省）	
① ②	**住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること** （特別児童扶養手当等の支給に関する法律） （管理番号 337）	都城市 （厚生労働省）	障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る氏名変更及び住所変更の届出の提出については、住民基本台帳法（昭 42 法 81）に基づく住民異動届等により行政機関が把握した情報を活用して変更届出を省略することの課題について令和８年度中に地方公共団体へ調査を行い、その結果を踏まえて、受給者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減のための方策並びにその場合の町村から都道府県への情報提供の在り方について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	特別児童扶養手当における記載事項変更の届出に係る都道府県への進達事務の明確化 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律） （管理番号 338）	都城市 （厚生労働省）	特別児童扶養手当における氏名変更及び住所変更の届書に係る市区町村から都道府県への進達事務の明確化については、「令和７年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和７年 12 月 23 日閣議決定）に基づく、特別児童扶養手当受給資格者の氏名変更等（施行規則５条及び６条）の際、職権による処理を可能とすることに係る検討状況を踏まえて対応を検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には教育・保育給付認定に係る届出事項変更の届出の一部を省略可能とすること （子ども・子育て支援法） （管理番号 340）	都城市 （こども家庭庁、総務省）	教育・保育給付認定保護者の居住地変更の届出の提出（施行規則 15 条）については、同一市区町村内における居住地変更の場合は省略可能とすることの課題について調査を行った上で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和９年中に必要な措置を講ずる。
	４　所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止		
①	（租税特別措置法） （管理番号 276）	中核市市長会、茨木市 （総務省、財務省、国土交通省）	所得税等の軽減措置の適用に係る市区町村が交付する証明書については、以下の措置を講ずる。 ・住宅用家屋証明書（施行令 41 条、42 条及び 55 条）の発行については、これまでに市区町村から寄せられた照会の内容を踏まえた参考事例を国土交通省ホームページで公表し、証明書発行に関する市区町村からの問い合わせについては国土交通省住宅局において相談に応じていることと併せて、市区町村に令和９年中に周知する。また、当該証明書が住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の２等）等、複数の税制上の特例措置の適用に係る添付書類として活用されていることや、再発行は市区町村が任意に行うものであり、紛失すると再取得が困難な場合があることを踏まえ、税務当局及び関係団体と連携しつつ、納税者による当該証明書の適切な保管についても、令和９年中に改めて周知する。 ・住宅耐震改修に係る所得税額の特別控除（41 条の 19 の２）の適用に係る住宅耐震改修証明書（施行規則 19 条の 11 の２）及び耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額（地方税法（昭 25 法 226）附則 15 条の９）の適用に係る住宅耐震改修証明書（同法施行規則附則７条７項）については、当該証明書の交付が市区町村の任意の事務であることを明確化し、市区町村に令和９年中に通知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	５　被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化		
① ②	（租税特別措置法） （管理番号 R7-52）	福島市 （財務省、国土交通省）	相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条３項）に係る被相続人居住用家屋等確認書（施行規則 18 条の２第２項２号）の発行事務については、適切かつ迅速な確認書の発行に資するよう、特例措置の内容や手続に関する理解の浸透を図るなど、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	６　法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと		
	（農地法、森林法、不動産登記法） （管理番号 23）	十津川村 （デジタル庁、法務省、農林水産省）	森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出については、届出者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・森林法に基づく届出における不動産の登記事項証明書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）11 条に基づき、省略が可能であることを、地方公共団体に令和８年度中に通知する。 ・森林法に基づく届出及び農地法に基づく届出の記載事項と不動産の登記事項証明書の記載内容に重複がある部分については、不動産ベース・レジストリの検討状況等を踏まえつつ、不動産登記情報の活用について検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（２）　事務処理主体の変更（広域化、外部化等）			
	７　特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化		
① ②	（特定商取引に関する法律） （管理番号 217）	兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県 （消費者庁）	消費者被害事案への対応については、国と都道府県との意見交換等の結果も踏まえつつ、国と都道府県の役割分担の原則及び例外となる場合の判断基準を明確化するとともに、都道府県から国への相談に関して、経済産業局への相談を原則とした上で、調整がつかない場合には、都道府県から消費者庁に相談できる体制を構築するなど、国と都道府県の連携の在り方に関する具体的な方針を示し、都道府県に令和８年度中に通知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	８　市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化		
① ②	**市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化** （国民年金法） （管理番号 166）	郡山市 （厚生労働省）	国民年金に関し、市区町村が処理することとされている事務（３条３項、12 条１項及び４項（105 条２項において準用する場合を含む。）並びに 105 条１項及び４項に基づく事務）については、以下のとおりとする。 ・障害年金に係る事務を日本年金機構に一元化することについては、一元化することによる影響等に関する調査を、令和９年度中に日本年金機構及び市区町村等と連携しながら行う。その結果に基づき更なる必要な対応を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 ・障害年金に係る事務以外の国民年金に係る事務について、オンライン申請の拡大や利用率をより一層引き上げるための施策を令和９年度以降に実施するとともに、令和９年度中に、市区町村等と相談した上で意見交換の場を設け、随時事務手続の改善に努める。その上で、第 34 次地方制度調査会における議論も踏まえ、持続可能かつ最適な役割分担の在り方について検討する。 ・オンラインでの年金相談については、自宅から対面と同等のオンライン相談環境の構築を可能とする方向で検討し、その結果に基づいて、令和 15 年度までに必要な措置を講ずる。
① ②	**障害年金事務の日本年金機構への一元化等** （国民年金法） （管理番号 346）	都城市 （厚生労働省）	
	９　国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し		
① ②	（森林法） （管理番号 87）	群馬県、新潟県 （農林水産省）	保安林の指定の解除に際して講じられる代替施設の設置に係る作業許可（34 条２項）及び当該代替施設の設置確認については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、省令、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭 45 林野庁長官通知）等を改正し、国有林野等における解除予定保安林（29 条）にあっては、都道府県知事による作業許可を不要とするとともに、代替施設の設置確認を国が行うこととし、その旨を都道府県に令和８年度中に周知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	10　鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加		
① ②	（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律） （管理番号 162）	山形市 （農林水産省、環境省）	市町村が定めることができる被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律４条）の作成、実施に当たって市町村が行う事務のうち、鳥獣の生息状況及び生息環境の把握など、市町村が独自に行うことが困難な事務について、市町村が都道府県に必要な援助を求めた際には、都道府県が当該求めに応じた具体的な措置を行う責務があることを明確化する。 上記の明確化に当たっては、都道府県の事務執行の実情を踏まえつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（同法３条）の改正を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	11　地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける特例一部事務組合の活用		
	（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律） （管理番号 48）	貝塚市、泉南市 （国土交通省）	地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける地方公共団体相互間の連携協力については、一部事務組合に特例一部事務組合（地方自治法（昭 22 法 67）287 条の２）が含まれることを「群マネの手引き Ver.1（群マネ入門超百科）」（令７国土交通省）において明確化し、ホームページで周知した。 ［措置済み（国土交通省ホームページ「群マネ特設 HP」にて公表）］
	12　市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること		
	（地方税法） （管理番号 293）	千葉県、成田市 （総務省）	法定外税における市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすることについては、第 34 次地方制度調査会における国、都道府県及び市町村間の役割分担の在り方等の議論も踏まえつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	13　マイナンバーカード発行事務の広域化等		
	マイナンバーカードセンターの設置 （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） （管理番号１）	白山市 （総務省）	個人番号カードの交付事務における交付前設定の集約処理については、市区町村の事務負担を軽減するため、次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて、カード券面の情報と申請書情報等との相互の照合等、一括で処理が可能な事務を地方公共団体情報システム機構が集約して行うためのシステム改修や体制整備等を推進する。
	マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） （管理番号 142）	川口市 （総務省）	やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付（施行令 13 条７項）については、申請者の負担軽減に資するよう、親族の看護又は介護を行っているなどにより客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合も可能である旨を、改めて地方公共団体に令和８年度中に通知する。
	14　地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」について、中核市未満に対する計画策定の努力義務を廃止し、都道府県を計画策定・取組実施の主体とすること		
	（地球温暖化対策の推進に関する法律） （管理番号 14）	玉野市 （環境省）	地方公共団体実行計画（21 条１項）の策定については、市区町村の負担軽減の観点から、令和８年度中に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を改訂するとともに、「都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりモデル事業」の実績について、会議等を通じて地方公共団体に周知する。その上で、第 34 次地方制度調査会における議論も踏まえ、都道府県と市区町村の役割分担も含め、持続可能かつ最適な推進体制について検討を進める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	15　二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し		
① ②	**二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること** （建築士法） （管理番号 120）	静岡県 （国土交通省）	（ｉ）二級建築士試験及び木造建築士試験（以下この事項において「二級建築士試験等」という。）に関する事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、都道府県に令和８年度中に通知する。 ・二級建築士試験等に関する事務に係る都道府県建築士審査会の審議等については、二級建築士及び木造建築士に対する処分に係る当該審査会の開催に併せて行うなど柔軟な対応が可能であること。 ・二級建築士試験等の問題作成の基本方針の策定や合否判定基準の設定に係る基本的な方向性に関し、都道府県の判断により、都道府県建築士審査会に対しあらかじめ包括的な付議を行うことにより、問題作成の基本方針や合否判定基準について毎年度の改定を行わないことが可能であること。 ・二級建築士試験等の合格基準の決定や当該合格基準を満たしているか否かの判断については、都道府県指定試験機関に行わせることが可能であること。 （ⅱ）二級建築士試験等への都道府県建築士審査会の関与の在り方については、都道府県から意見聴取を行った上で検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
① ②	**建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定** （建築士法） （管理番号 223）	兵庫県、芦屋市、香美町 （国土交通省）	
	16　介護認定調査の法人委託先の拡大		
	（介護保険法） （管理番号 15）	湯梨浜町 （厚生労働省）	要介護認定に係る調査（27 条２項）については、指定市町村事務受託法人として国民健康保険団体連合会を指定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和８年度中に通知する。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	17　後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲		
	（高齢者の医療の確保に関する法律） （管理番号 255）	横浜市 （厚生労働省）	後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予（69 条）及び保険料徴収猶予（111 条）については、市区町村及び後期高齢者医療広域連合の事務負担の軽減や円滑な事務の実施に資する方策を検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（３）　デジタル化			
	18　認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行		
① ②	**認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行** （社会福祉士及び介護福祉士法） （管理番号 109）	青森県、北海道東北地方知事会 （デジタル庁、厚生労働省）	介護職員等が喀痰吸引等の特定行為（附則 10 条１項）を行うために必要な認定特定行為業務従事者認定証の各種申請（施行規則附則５条、７条及び８条の２）及び交付（附則 11 条１項）については、都道府県の負担軽減に資するよう、国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、当該システムを活用したオンラインによる各種申請を可能とするとともに、当該システムにおけるデジタル資格者証を認定証の原本とすることについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	介護支援専門員証のデジタル資格証への移行 （介護保険法） （管理番号 108）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県 （デジタル庁、厚生労働省）	国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を専門員証の原本とすることについては、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況やデジタル資格者証の導入に関する都道府県への実態調査の結果を踏まえて検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
（４）　事務の簡素化等			
	19　マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等		
① ②	**マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等** （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） （管理番号 313）	指定都市市長会 （デジタル庁、総務省、法務省）	不動産登記に関する事務において、登記所が個人番号及び法人番号を取得することについては、地方税の課税事務の効率化を実現する観点に加え、不動産登記が国民生活に必要不可欠な社会インフラであることを踏まえて、個人番号の利用による行政の効率化及び公平・公正な社会を実現する観点から、以下に掲げる事項の実現に向けて、不動産登記の情報を利用する事務を所管する府省庁が果たすべき責務を含めて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表）に不動産登記に関する事務を追加すること。 ・地方税法 382 条に基づく登記所から市町村長へ通知する事項に個人番号及び法人番号を追加するとともに、当該通知事項を税務システムに取り込むことができるよう、標準仕様書を改訂すること。
① ②	**土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携** （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） （管理番号 330）	指定都市市長会、広島市 （デジタル庁、総務省、法務省）	
	20　都道府県労働委員会委員の任期の見直し		
① ②	（労働組合法） （管理番号 361）	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合 （厚生労働省）	都道府県労働委員会の委員の任期（19 条の 12 第６項において準用する 19 条の５第１項）については、条例で法定任期以外の任期を設定可能とすることについて、令和８年８月に実施した地方公共団体等へのアンケート調査の結果を踏まえ、同年度中に関係者との意見調整等を行い、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	21　住所公告の廃止		
①	**都市再開発法第 28 条第１項及び第２項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等** （都市再開発法等） （管理番号 314）	指定都市市長会 （内閣府、国土交通省）	【内閣府】 地方公共団体が行う住所の公告等のうち、営業活動の規制に関する法令に基づき個人事業者の住所を公告等するもの等については、個人情報保護の観点から、以下のとおりとする。 ・代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則等の一部を改正する省令（令８法務省令 51）による改正前の商業登記規則（昭 39 法務省令 23）31 条の３）を参考に、地方公共団体が必要な対応を行うことができるよう、関係する府省庁に、地方公共団体に対する通知を発出することが望ましい旨を通知した。 ［措置済み（令和８年●月●日付け内閣府地方分権改革推進室事務連絡）］ ・民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続に係る検討状況を踏まえ、関係する府省庁と調整の上、個人事業者の住所の公告等について定める各規定の制定時における背景事情も考慮しつつ、住所の公告等の適切な在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【国土交通省】 市街地再開発組合の理事長の住所の公告（28 条２項）については、個人情報保護の観点から、市街地再開発組合が届出（28 条１項）に併せて理事長の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。
①	**土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し** （土地区画整理法） （管理番号 321）	指定都市市長会、江戸川区 （国土交通省）	土地区画整理審議会の委員の選挙における選挙人名簿の縦覧（施行令 21 条）については、選挙期間中及び当該期間後における当該制度の趣旨や個人情報保護の要請の高まり等を踏まえ、その在り方について検討し、令和９年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第１項及び第２項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等 （マンションの再生等の円滑化に関する法律等） （管理番号 378）	指定都市市長会 （内閣府、国土交通省）	【内閣府】 地方公共団体が行う住所の公告等のうち、営業活動の規制に関する法令に基づき個人事業者の住所を公告等するもの等については、個人情報保護の観点から、以下のとおりとする。 ・代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則等の一部を改正する省令（令８法務省令 51）による改正前の商業登記規則（昭 39 法務省令 23）31 条の３）を参考に、地方公共団体が必要な対応を行うことができるよう、関係する府省庁に、地方公共団体に対する通知を発出することが望ましい旨を通知した。 ［措置済み（令和８年●月●日付け内閣府地方分権改革推進室事務連絡）］ ・民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続に係る検討状況を踏まえ、関係する府省庁と調整の上、個人事業者の住所の公告等について定める各規定の制定時における背景事情も考慮しつつ、住所の公告等の適切な在り方について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【国土交通省】 マンション再生組合の理事長の住所の公告（25 条２項）については、個人情報保護の観点から、マンション再生組合が届出（25 条１項）に併せて理事長の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。
	土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止 （土地改良法） （管理番号 297）	千葉県、福島県 （農林水産省）	土地改良区の役員の住所の公告（18 条 19 項）については、個人情報保護の観点から、土地改良区が届出（18 条 18 項）に併せて役員の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出た場合には、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとする。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	22　港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任		
①	（財政法、会計法） （管理番号 193）	鳥取県、三重県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 （国土交通省）	港湾事業及び空港事業の補助金等に係る繰越し（財政法（昭 22 法 34）14 条の３第１項及び 42 条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（同法 43 条の３）の手続に関する事務については、令和９年度以降の予算について、地方公共団体への定期的な意向調査の結果に基づき適時に委任することができるよう以下の措置を講ずる。 ・港湾事業は、同一地方整備局等管内全ての都道府県が当該事務の委任を国から受けることに同意（予算決算及び会計令（昭 22 勅令 165）140 条）する場合に都道府県に委任し、市町村等については、当該委任を受ける都道府県及び当該都道府県管内全ての市町村等が委任を受けることに同意する場合に、当該市町村等の繰越事務も併せて都道府県に委任する。 ・空港事業は、当該事務の委任を国から受けることに同意する都道府県に委任し、市町村については、都道府県及び当該都道府県管内全ての市町村が委任を受けることに同意する場合に、当該市町村の繰越事務も併せて都道府県に委任する。
	23　窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化		
	（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律） （管理番号 301）	指定都市市長会、三重県 （こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省）	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書については、窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、両者の連携対象となるデータ項目や連携方式等に係る課題を整理し、当該仕様書を改訂することについて、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	24　動物取扱責任者に係る資格要件の審査主体の見直し		
	（動物の愛護及び管理に関する法律） （管理番号 74）	愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町 （環境省）	動物取扱責任者の選任要件のうち動物の取扱いに関する資格（施行規則９条１号ニ）については、第一種動物取扱業者として登録を受けようとする者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、該当する資格の例示・明確化や国による認定等の対応の是非について課題等を整理しながら検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

２．地域におけるサービスの維持・向上

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	25　産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等		
	（母子保健法） （管理番号 369）	横浜市 （こども家庭庁）	産後ケア事業（17 条の２）については、短期入所型における産婦の受入上限に関する考え方及び乳児保育が当該事業の主目的ではないという位置付けの明確化を図るため、「産後ケア事業ガイドライン」（令８こども家庭庁成育局母子保健課）等を改正し、地方公共団体に令和８年度中に周知する。
	26　看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和		
① ②	（保健師助産師看護師法） （管理番号 95）	和歌山県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、全国知事会 （厚生労働省）	看護師等養成所の専任教員の配置基準については、看護師等養成所が、他の看護師等養成所との連携による遠隔授業の活用や専任教員以外の教員での対応、統廃合によるサテライト化等の方策を講ずる場合であって、地域の看護師の需給状況等から配置基準の弾力的な運用が必要と認められる場合に、教育の質の確保や教員の負担の状況等を踏まえた配置基準の弾力的な運用を行うことについて、引き続き検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	27　指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和		
① ②	**指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し** （介護保険法） （管理番号 27）	大和村 （厚生労働省）	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で、中山間地域等における必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
① ② ③	**指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等** （介護保険法） （管理番号 28）	大和村 （厚生労働省）	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の兼務等に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で、中山間地域等における必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	28　市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和		
① ② ③	（介護保険法） （管理番号９）	小牧市、福島市 （厚生労働省）	要介護認定に係る調査（27 条２項）については、以下のとおりとする。 ・指定居宅介護支援事業者等（28 条５項）が当該調査を行う場合については、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせる方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・介護支援専門員であって厚生労働省令で定める者（28 条５項）が当該調査を行う場合については、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることについて、その影響等について調査した上で検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	29　自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加		
	（道路運送法、医療法） （管理番号 53）	村上市 （厚生労働省、国土交通省）	「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」に基づく自家用有償旅客運送については、医療法人が地域の患者や住民の多様なニーズに寄り添ったサービスを提供する観点から、医療法人の附帯業務（医療法 42 条６号）に該当するものとして取り扱うことについて検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

３．強い地域経済の構築

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	30　PPP（LABV 方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等		
① ②	（公営住宅法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律） （管理番号 45）	宝塚市 （内閣府、国土交通省）	公営住宅建替事業（２条 15 号）については、PPP/PFI 手法を活用する場合の要件を整理し、地方公共団体に令和９年中に周知する。
	31　地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の対象施設として産業団地周辺の物流業務施設を追加		
	（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律） （管理番号 358）	高岡市 （国土交通省）	市街化調整区域内における第一種農地に係る開発行為については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平 19 法 40）（以下この事項において「地域未来法」という。）に基づく都市計画法に係る配慮の対象に該当しないものについても、地域未来法及び都市計画法の運用により許可できる場合があることについて、参考となる事例を整理し、令和８年度中に地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体からの相談に応じる。
	32　都道府県知事が行う農林水産物の輸出証明書発行業務の私人委託を可能にすること		
	（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律） （管理番号 76）	愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町 （農林水産省）	輸出先国・地域からの要求に基づく輸出証明書発行業務については、現在、「輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く」審査事務の委託が可能である（施行規則５条２項）ことを踏まえ、発行主体としての責任を確保することを前提に、「発行の決定に係る部分」の具体的な内容等を明らかにすることを含め、必要な対応を検討し、令和９年中に結論を得る。その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	33　都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付を行う際の要件の緩和		
	（農地法） （管理番号 296）	千葉県、埼玉県 （農林水産省）	都道府県が管理事務の一部を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則８条１項）については、都道府県の事務負担を軽減するため、農業上の利用のために国有農地の貸付けを行う場合の要件に関して、令和８年度中に「農地法関係事務に係る処理基準について」（平 12 農林水産事務次官依命通知）（以下この事項において「事務処理基準」という。）を改正し、以下の措置を講ずる。 ・「入札にかけられ不調となったこと」の要件（事務処理基準別紙２の第６の２の（２）の①のアの（ア）のａ関係）について、管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるものは、管理情報の公表を要件に省略できることとする。 ・「旧所有者の同意があること」の要件（事務処理基準別紙２の第６の２の（２）の①のアの（ウ）関係）について、廃止する。

４．昨年から継続して検討するもの

※　前回有識者会議（８月５日）からの更新については赤字で記載。

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	34　診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し		
① ② ③	**未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し** （国民健康保険法） （管理番号 R7-173）	埼玉県 （厚生労働省）	【令和７年対応方針】 各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（中略）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【これまでの措置（検討）状況】 診療報酬、自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担及び類似の国庫補助金において、事業者の不正等に起因した返還金を事業者等から徴収困難な場合に地方公共団体が当該事業者に代わって国に返還をしている実態について、全国における調査を実施した。 調査結果や他の国庫補助金等の状況を踏まえ、関係府省庁と協議の上、対応について現在検討している。 【今後の予定】 対応について、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
① ② ③	**事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し** （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） （管理番号 R7-352）	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会 （こども家庭庁、厚生労働省）	

	提案	提案団体（関係府省庁）	令和８年の地方からの提案等に関する対応方針案文等
	35　特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し		
①	（特別支援学校への就学奨励に関する法律、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律） （管理番号 R7-193）	茨城県、三重県 （文部科学省）	児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費及び要保護児童生徒援助費については、交付要綱を改正し、保護者（学校教育法（昭22 法 26）16 条）による申請が困難な場合に、実態として親権を行使しており、就学に要する経費を実際に負担する者についても、令和９年度から申請を可能とする見直しを行い、その旨を地方公共団体に通知する。
	36　社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し		
① ② ③	（健康保険法） （管理番号 R7-241）	ひたちなか市 （厚生労働省）	【令和７年対応方針】 健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和７年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【これまでの措置（検討）状況】 令和７年度から令和８年度にかけて、保険者、事業者及びシステムベンダーを対象にアンケート調査及びヒアリングを実施し、実態調査を行った。 【今後の予定】 内閣法制局の意見を聴いて政府における法制的な見解を整理する等により引き続き検討を進め、令和８年度中に結論を得る。その結論に基づき、必要な措置を講ずる。